

4 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

期間	令和3年6月25日（金）から令和3年7月9日（金）まで（土・日は除く）
縦覧（閲覧）場所	横浜市建築局都市計画課（受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで） ※鶴見区役所区政推進課で都市計画市素案の写しを閲覧できます。 （受付時間 午前8時45分から午後5時まで） ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要及び説明会資料を御覧になれます。



公述申出の受付

期間	令和3年6月25日（金）から令和3年7月9日（金）まで
公述申出	縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は公述の申出ができます。 横浜市ホームページから電子申請により公述の申出をしてください。 または、令和3年7月9日（金）必着で、公述申出書を横浜市建築局都市計画課へ郵送又は持参（土・日は除く）してください。 ※公述申出書の様式は自由です。（住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載下さい。）参考様式を、縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。

5 公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）

日時	令和3年8月10日（火） 午前9時 公開開始
会場	横浜市ホームページ上での書面による意見の公開
その他	公聴会開催の有無は、7月13日（火）以降に横浜市ホームページで御確認いただくか、横浜市建築局都市計画課（045-671-2657）に電話でお問い合わせください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については後日、横浜市ホームページで公表します。

お問合せ先

◆計画内容・事業内容に関すること	横浜市健康福祉局環境施設課 TEL 045-671-4386 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎15階
◆都市計画の手続きに関すること	横浜市建築局都市計画課 TEL 045-671-2657 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階   <<説明会>> <<公聴会>> ※市素案説明会 <input type="text" value="横浜市市素案説明会"/> で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/setumei/setumei.html ※市素案縦覧・公聴会 <input type="text" value="横浜市公聴会"/> で検索 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kocho/kocho-index.html





都市計画市素案説明会のお知らせ

火葬場の都市計画変更（東部斎場の追加）について

本市では、将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において市内で5か所目となる市営斎場整備の検討を進めてきました。

このたび、東部斎場の都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について、説明会を開催します。説明会の開催方法については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、横浜市ホームページ上で動画配信を行います。なお、ホームページを御覧いただけない方につきましては、個別に対応いたしますので、4ページのお問合せ先まで御連絡ください。

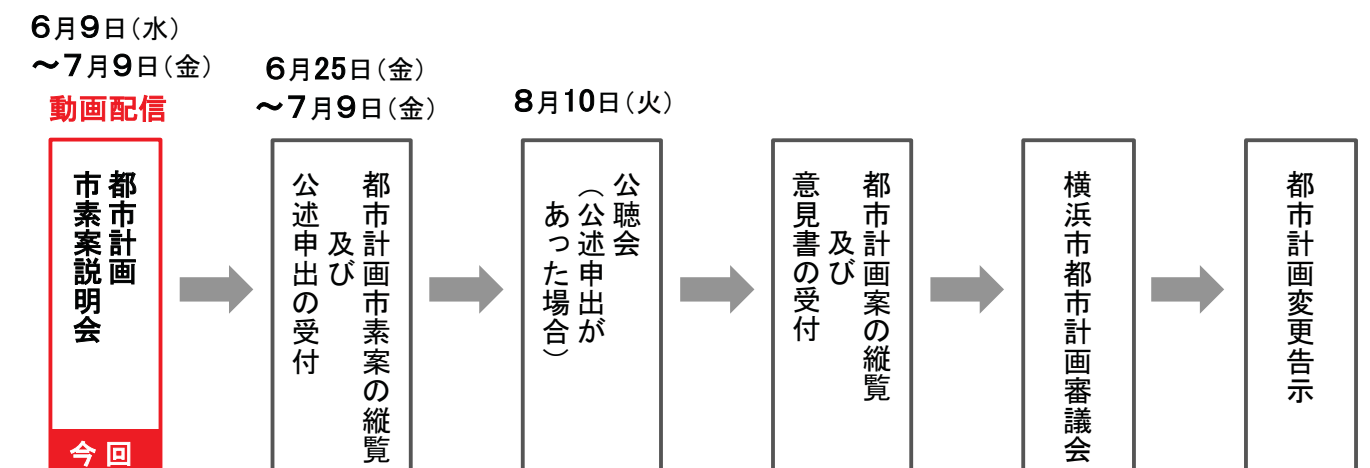
1 都市計画市素案説明会

日時	令和3年6月9日（水）から令和3年7月9日（金）まで
会場	横浜市ホームページ上での動画配信（音声付説明動画） <input type="text" value="横浜市市素案説明会"/>  

質問書の受付

期間	【第1次】令和3年6月9日（水）から令和3年6月17日（木）まで →【回答】6月23日（水）公表予定 【第2次】令和3年6月18日（金）から令和3年6月25日（金）まで →【回答】6月30日（水）公表予定
質問提出	都市計画市素案の内容について、どなたでも質問書の提出ができます。 期間内に横浜市ホームページから電子申請により提出してください。 または、期間内に必着で、横浜市建築局都市計画課へ郵送又は持参（土・日は除く）してください。 ※質問書の様式は自由です。（住所、連絡先、氏名、案件名及び質問の内容を御記載下さい。）

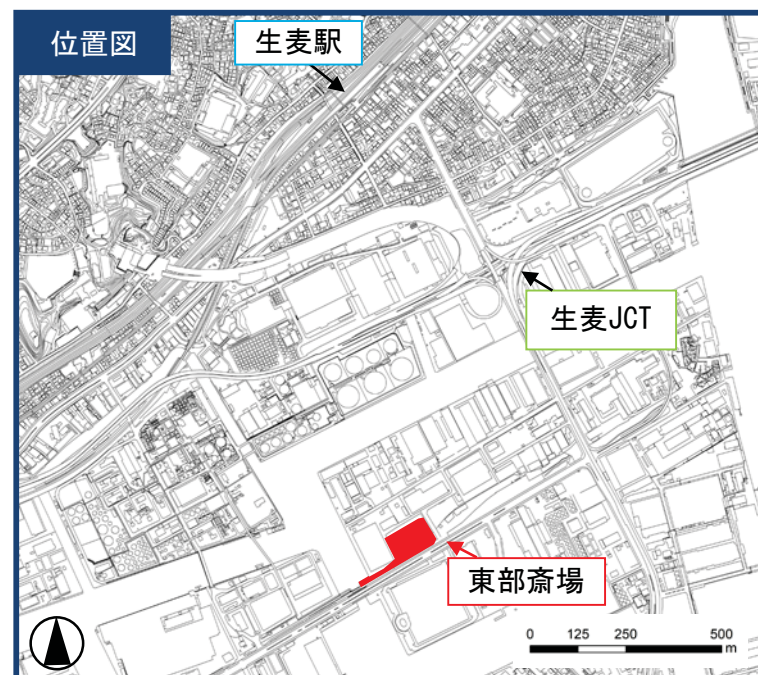
2 都市計画手続の流れ



3 都市計画市案の概要

■火葬場の変更(東部斎場の追加)

本市の将来にわたる火葬の安定供給及び市域東部方面における斎場への利便性向上を図るため、第5号東部斎場を追加します。



都市計画で定める事項について

- 東部斎場に関する都市計画では、都市施設(火葬場)として、名称、位置及び区域など基本的な事項を定めます。
- 都市施設は、生活に必要な都市の骨格を形成する施設です。道路、都市高速鉄道、公園、病院、火葬場などの施設を都市計画に定めることができます。

名 称		位 置	面 積
番 号	火 葬 場 名		
5	東部斎場	鶴見区大黒町	約11,000㎡



※本資料は東部斎場に関する都市計画の概要を示したものです。正確な内容、区域等については、縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

＜参考＞東部方面斎場(仮称)整備事業の概要について

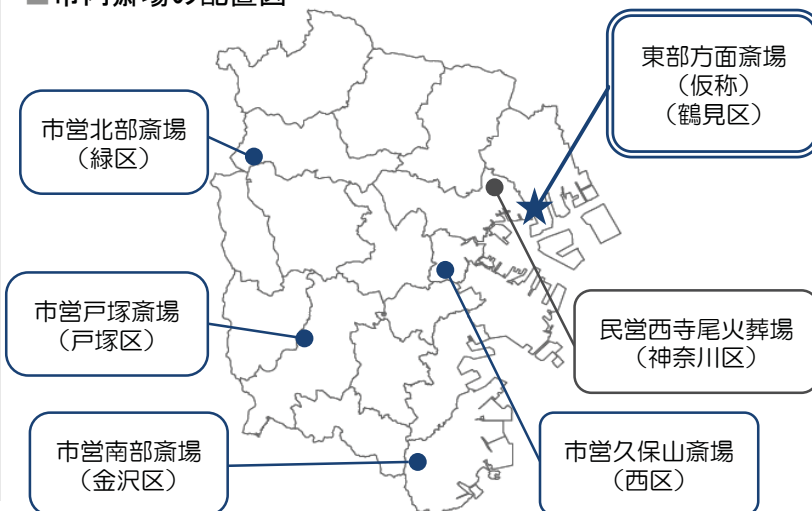
※施設名は仮称ですが、都市計画市案の名称は「東部斎場」となります。

本市では、今後も高齢化が進捗し、これに伴い火葬需要も増加し続けることが予想されます。

現在、本市の斎場は市営4斎場、民営1斎場で運営していますが、これらの既存施設だけでは将来にわたる火葬の安定供給を確保することは困難であるため、新たな市営斎場整備の検討を進めてきました。

整備地については、「高齢者人口の増加数」「市営斎場の利便性向上」「災害時の被害リスクの分散化」の観点から、平成30年1月に鶴見区大黒町に整備することを発表しました。

■市内斎場の配置図

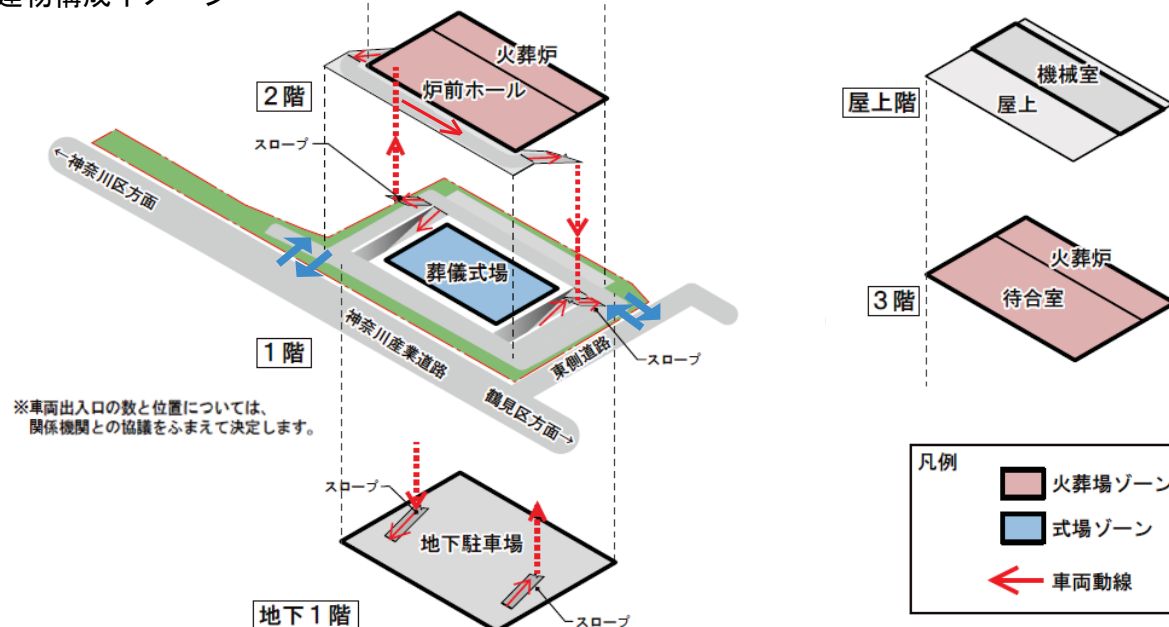


■整備概要

所 在	鶴見区大黒町18-18ほか	面 積	約11,000㎡
用 途 地 域	工業専用地域	建蔽率/容積率	60% (緩和適用により70%) / 200%
臨 港 地 区	横浜港臨港地区	現 況	鶴見区スポーツ広場(暫定利用中)ほか
整 備 費	約180億(用地費含む)		

整備諸室等(想定)			
規 模	延床面積 約20,000㎡ 地上3階地下1階		
火葬炉設備	16炉(内予備1炉) 1炉に対し1排気系統		
炉前ホール	16室(告別、収骨室兼ねる)	霊 安 室	約10体を安置 面会所も設置
待 合 機 能	待合室 16室(40人用)、待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース		
葬 儀 式 場	2~3室(約50席)	駐 車 場	150台以上(ほか臨時駐車場も整備)

■建物構成イメージ



※車両出入口の数と位置については、関係機関との協議をふまえて決定します。